

鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説
(操舵機室及び A 類機関区域以外の機関区域からの脱出に係る統一解釈)

1. はじめに

2025 年 12 月付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 R 編中、操舵機室及び A 類機関区域以外の機関区域からの脱出に係る統一解釈に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則では、「総トン数 1,000 トン未満の船舶については使用頻度を考慮して脱出設備を 1 系統に免除できる」及び「操舵機室に非常操舵場所があり、開放甲板へ直接通じる経路がある場合、脱出設備は 1 系統とできる」旨の規定を定めている。また、第 13.4.2.3 規則において、A 類機関区域以外の機関区域については扉までの最大の道のりが 5 メートル以下の区画からの脱出設備は 1 系統にできる旨規定している。本会はこれらの規定を既に本会規則に取り入れている。

IACS にて、SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則中の操舵機室に関する規定について、総トン数 1,000 トン未満の船舶のみに適用されるのか不明瞭であったため、議論を行った。IACS は当該規定について船舶の大きさに係らず適用できると結論付けた。また、操舵機室は通常は機関区域に分類されることから、第 13.4.2.3 規則中の A 類機関区域以外の機関区域に関する規定も併せて船舶の大きさに係らず適用できると結論付けた。当該結論に基づく統一解釈が IACS 統一解釈 SC269 (Rev.2)として採択された。

このため、IACS 統一解釈 SC269 (Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 鋼船規則検査要領 R13.4.2-6.

鋼船規則 R 編 13.4.2 中に規定されている「操舵機室に非常操舵場所がある場合には、開放甲板へ直接通じる経路がある場合を除いて、第 2 の脱出設備を設けなければならない。」(非常操舵場所がない場合及び非常操舵場所があっても開放甲板へ直接通じる経路がある場合には脱出経路を 1 系統にできる旨解釈される部分) については、船舶の大きさにかかわらず適用される旨規定した。

(2) 安全設備規則検査要領 R13.4.3-4.

A 類機関区域以外の機関区域であって、一時的に入るだけの区画及び扉までの最大の道のりが 5m 以下の区画からの脱出経路は 1 系統にできる旨規定する鋼船規則 R 編 13.4.3 については、船舶の大きさにかかわらず適用される旨規定した。